

疑義を避けるために明記すると、国際資本市場協会（ICMA）が発行するグリーンボンド原則は、ICMA がウェブサイト上で公開している[英語版](#)が公式のものである。この和訳は一般の参照用として提供するものである。

グリーンボンド原則 2025 グリーンボンド発行に関する自主的ガイドライン 2025 年6 月

はじめに

グリーンボンド原則（GBP）は、[ソーシャルボンド原則](#)（SBP）、[サステナビリティボンド・ガイドライン](#)（SBG）、及び[サステナビリティ・リンク・ボンド原則](#)（SLBP）（以降、これら4つの原則を総原則と総称する）とともに、ICMA における総原則のガバナンス体制の下で公開されている。総原則は、グローバルな債券市場が環境的及び社会的な持続可能性に向けた進展への資金調達において果たすことのできる役割を促進するという使命とビジョンを有した、自主的な枠組みである。

総原則では、透明性と開示を促進するグローバルなガイドラインや推奨項目を通じて、社会的及び／又は環境的目標に貢献する債券の発行の際のベストプラクティスを示しており、これによって当該市場の誠実性（integrity）を支えている。更に総原則は、金融市場参加者間における環境的及び社会的インパクトの重要性に対する認識を高め、最終的には持続可能な開発に寄与するためより多くの資本を呼び込むことを目指している。

GBP は、発行体がネットゼロエミッション経済を促進し環境を保全する、環境上適正かつ持続可能なプロジェクトの資金調達の支援に努めている。GBP に適合した債券の発行では、投資機会と共に、透明性のあるグリーンに関する信頼性が提示されるべきである。発行体がグリーンボンドによる調達資金の用途についてレポーティングすることを推奨することで、GBP は、資金が環境関連プロジェクトに充当されていることを追跡しやすくする透明性の段階的な改善を促している。また同時に、環境関連プロジェクトについて見込まれるインパクトに関する理解の向上も目指している。

GBP は、環境問題とその影響に関して現在多様な見解があること及びその理解が継続的に発展していることを認識した上で、適格グリーンプロジェクトについてハイレベルのカテゴリーを提供し

つつ、プロジェクトの環境面での持続可能性を判断するための補完的な定義や基準、タクソノミーを提供する他の関係機関を必要に応じて参照している。GBP は、関連する広範な補完的規準を参照しつつ、この基盤（GBP）を利用し健全な実例を自ら発展させることを、市場の全参加者に対して奨励している。

GBP は、その性質として、総原則に関する[メンバー及びオブザーバー](#)、並びに幅広いステークホルダーから成るコミュニティの貢献による協力と協議の下で存在している。GBP は、グローバルなグリーンボンド市場の発展と成長を反映するために必要に応じて適宜改訂される。GBP 及びその他の総原則は事務局のサポートのもと[執行委員会](#)による調整が図られている。

GBP に加えて、総原則では、持続可能性に関する発行体レベルのコミットメントを反映したアプローチを紹介しており、これらは、調達資金の使途に焦点をあてることを補完する、又は代替手段となり得るものである。このようなコミットメントは、パリ協定と整合的な移行計画を伝達する際、サステナビリティ・リンク・ボンドや、[クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック](#)が推奨する発行体の戦略と情報開示を通して表現され得る。総原則の対象となる商品及び関連ガイダンスの概要図は、付録Ⅱで示している。

2025 年版 GBP

本GBPは、2024年6月に公表されたグリーンイネーブリングプロジェクトガイダンス文書への参照が含まれている。多くの「イネーブリング」活動は現在、それ自体はグリーンとはみなされていないが、GBPに列挙されている適格分類には依然として重要であることに変わりはない。グリーンイネーブリングプロジェクトは、たとえそれ自体が直接的な環境目的を達成しない場合でも、イネーブルドグリーンプロジェクトのバリューチェーンでは（とりわけその成立、製造、実施又はスケールアップに関連して）必要な要素である。グリーンイネーブリングプロジェクトは、グリーンプロジェクトの成功及び存続の必要条件となっている。

更に、2025 年版 GBP は、資産、投資、及びその他の関連的支出や付随的支出に加えて、「活動」をグリーンプロジェクトの定義に含めている。

グリーンボンドの定義

グリーンボンドとは、調達資金又はその相当額の全てが、新規及び／又は既存の適格なグリーンプロジェクト（対象プロジェクトは、以下の「調達資金の使途」参照）の一部又は全部の初期投資又はリファイナンスのみに充当され、かつ、GBPの4つの核となる要素に適合しているあらゆる種類の債券である。

市場には様々な種類のグリーンボンドが存在する。これについては付録Ⅰで説明している。

ある一定の適格なグリーンプロジェクトは、社会面での便益を兼ね備えるケースがあり、グリーンボンドとされる調達資金使途が限定された債券の分類は、対象プロジェクトの主な目標に基づいて発行体が決めるべきものである。（適格なグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトの双方を意図的に混合する債券は、「サステナビリティボンド」とされ、当該債券に対するガイダンスは、別途、「[サステナビリティボンド・ガイドライン](#)」において示されている）。

重要なのは、グリーンボンドとは、GBP の核となる 4 つの要素に適合しない債券とは代替可能と考えるべきでない、ということである。この版（2025 年版）より前に公表したグリーンボンド・ガイダンスに基づいて発行されたボンドは、GBP に適合しているものと見做す。

グリーンボンド原則

グリーンボンド原則（GBP）は、手続きに係る自主的なガイドラインであり、グリーンボンドを発行するための手引きを示すことによって、透明性と情報開示を推奨し、グリーンボンド市場の発展における誠実性を促進するものである。GBP は市場に広く使われることが意図されている。すなわち、信頼性のあるグリーンボンドの発行に必要な主要な要素に関するガイダンスを発行体に提供し、グリーンボンドへの投資による環境へのインパクトを評価するために必要な情報の入手可能性を高めることにより投資家を支援し、市場の誠実性を維持する取引を促進する上で必要不可欠な手順を提供することで引受金融機関を支援する。

GBP は、投資家や銀行、引受金融機関、アレンジャー、募集代理機関その他の関係機関が、発行されるグリーンボンドの特徴を理解するために活用できるよう、発行体に対して明確なプロセスと情報開示を推奨する。GBP は、発行体がステークホルダーに対して開示・報告する情報には、透明性、正確性及び誠実性が求められることを本原則で定める核となる要素と重要な推奨項目を通じて強調する。

GBP に適合するための 4 つの核となる要素は以下で構成される。

1. 調達資金の使途
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング

透明性向上のための重要な推奨項目は次のとおりである。

- (i) グリーンボンド・フレームワーク
- (ii) 外部レビュー

1. 調達資金の使途

グリーンボンドにおいて肝要なのは、その調達資金が適格なグリーンプロジェクトのために使われることであり、そのことは、証券に係る法的書類に適切に記載されるべきである。調達資金使途先となる全ての適格なグリーンプロジェクトは明確な環境面での便益を有すべきであり、その便益は発行体によって評価され、実現可能な場合は、定量的に示されるべきである。

調達資金の全部あるいは一部がリファイナンスのために使われる場合、又はその可能性がある場合、発行体は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を示し、また、適切な場合は、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにするとともに、該当する場合は、リファイナンス対象となる適格なグリーンプロジェクトの想定される対象期間（ルックバック期間）を示すことが望ましい。

GBP は、気候変動緩和や気候変動適応、自然資源の保全、生物多様性の保全、汚染の防止と管理などの環境目的に貢献するグリーンプロジェクトについて、複数の幅広い適格性の分類を明確に認めている。

以下のプロジェクト分類は、例示的なものではあるが、グリーンボンド市場で支持される、あるいは支持されることが予想される最も一般的に利用されている種類のプロジェクトを捕捉している。グリーンプロジェクトには、資産、投資、及び活動に加えて、R&D 等その他の関連の支出や付随的支出が含まれ、これらは複数の分類及び／又は環境目的に関連する可能性がある。上記の3つの環境目的（汚染防止と管理、生物多様性の保全、気候変動適応）は、このリストにおけるプロジェクトの分類でもある。そのため、これらのプロジェクトの分類は、これらの環境目的を達成するために、より具体的に設計されたプロジェクトを指す。

適格なグリーンプロジェクトの分類としては以下が挙げられる。順不同で、また、これらに限定されるものではない。

- 再生可能エネルギー（発電、送電、機器及び製品を含む）；
- エネルギー効率（新築・改修済建物、エネルギー貯蔵、地域暖房、スマートグリッド、機器、製品等）；
- 汚染防止と管理（大気排出の削減、温室効果ガスの管理、土壌浄化、廃棄物の発生抑制、廃棄物の削減、廃棄物のリサイクル及びエネルギー効率／排出効率の良い廃棄物発電を含む）；
- 自然資源と土地利用の環境面で持続可能な管理（環境面で持続可能な農業、環境面で持続可能な畜産、生物学的作物保護又は点滴灌漑などの気候変動に対応した農業生産投入材、環境面で持続可能な漁業・水産養殖業、植林や森林再生といった環境面で持続可能な林業、自然景観の維持又は復元を含む）；
- 陸域及び水域の生物多様性保全（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む）；
- クリーンな運輸（電気自動車、ハイブリッド自動車、公共交通、鉄道、非自動車式輸送、マ

ルチモーダル輸送、クリーンエネルギーを利用する車両と有害物質の排出削減のためのインフラ等)；

- 持続可能な水資源及び排水管理（清潔な水及び／又は飲料水のための持続可能なインフラ、排水処理、持続可能な都市排水システム、河川改修やその他方法による洪水緩和対策を含む）；
- 気候変動適応（気候変動の影響に対するインフラの強靱性を高める取組や、気候の観測及び早期警戒システムといった情報サポートシステムを含む）；
- 循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス（再利用可能・リサイクル可能・改修された素材・部品・製品、循環経済に関するツールやサービスの設計及び導入等）、及び／又は認証を受けた環境効率の高い製品等；
- 地域、国又は国際的に認知された環境性能に関する基準や認証を満たすグリーンビルディング

GBP は、グリーンイネープリングプロジェクトが適格なグリーンプロジェクトの成立及び／又は実施に必要な要素であり得ることを認めている。すべてのグリーンイネープリングプロジェクトは環境面での明確な便益をもたらし、あらゆる潜在的な環境又は社会の負のインパクトからの保護を確保すべきである。グリーンボンドによりグリーンイネープリングプロジェクトの資金を調達しようとする発行体はグリーンイネープリングプロジェクトガイダンス文書を参照すべきである。

GBP の目的は、どのグリーン技術、基準、主張、宣言が、環境的に持続可能な便益にとって最適であるかについて見解を示すことではないが、現在、タクソノミーや経済活動や製品・サービスの分類の作成やそれらの比較可能性を確保するためのマッピングの提示を行う国際・国レベルのイニシアティブがいくつかあることは注目に値する。これらは、投資家が何をもってグリーン及び適格であるとみなすかについて、有用な指針をグリーンボンド発行体に提供し得る。これらのタクソノミーの策定の段階は、現在様々である。発行体及びその他関係者は ICMA のウェブサイトの[サステナブル・ファイナンス・セクション](#)に掲載される事例を参照できる。

さらに、様々なグリーンソリューションや環境に関するプラクティスの質について、独立した分析、助言、及び、ガイダンスを提供する数多くの機関が存在する。グリーン及びグリーンプロジェクトの定義は、セクターや地域によっても異なり得る。

最終的に、発行体が、パリ協定の目標と整合的なネットゼロエミッション戦略の実施に向けたプロジェクトに対する資金調達を希望する場合、発行体レベルの開示と気候変動移行戦略のためのガイダンスとして、[クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック](#)を参照することもあり得る。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

グリーンボンドの発行体は、以下の点を投資家に対して明確に伝えるべきである。

- 適格なグリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目標；
- 発行体が、対象となるプロジェクトが適格なグリーンプロジェクトの分類に含まれると判断するプロセス（具体例は上述で特定している）；及び、
- 関連するプロジェクトに付随すると認識される社会的、環境的リスクを特定・管理するプロセスについての補完情報

発行体はまた、以下を実施することが奨励される。

- 上記の情報を、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、及び／又はプロセスの文脈の中に位置づけること。
- 関連する場合は、政府又は市場ベースのタクソノミー、関連する適格性規準（該当する場合は除外規準を含む）とプロジェクトの適合に関する情報を提供し、更に、プロジェクト選定において参照した環境基準又は認証を公開すること。
- 関連するプロジェクトから生じる、社会及び／又は環境への負のインパクトによる既知の重大なリスクに対する緩和策を特定するプロセスを有すること。そのような緩和策には、潜在的なリスクを重大であると発行体が評価する場合に実施される明瞭かつ適切なトレードオフ分析の実施や必要なモニタリングが含まれ得る。

3. 調達資金の管理

グリーンボンドによって調達される資金に係る手取金、あるいは手取金と同等の金額は、サブアカウントで管理されるか、サブポートフォリオに組み入れられるか、又はその他適切な方法のいずれかにより発行体により追跡されるべきである。また、当該手取金は、適格なグリーンプロジェクトに係る発行体の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、発行体によって証明されるべきである。

グリーンボンドが償還されるまでの間、追跡されている手取金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格グリーンプロジェクトへの充当額と一致するように調整されるべきである。発行体は、未充当資金の残高についての想定される一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである。

グリーンボンドの調達資金は債券ごと（ボンドバイボンドアプローチ）、又は複数のグリーンボンドを集約した（ポートフォリオアプローチ）管理が可能である。

GBP は高い水準の透明性の確保を奨励する。また、グリーンボンドの調達資金の内部追跡管理方法と、その資金の充当状況について検証するため、発行体による調達資金の管理は、外部監査機関又

はその他の第三者機関の活用によって補完されることが望ましい（以下の「重要な推奨項目」参照）。

4. レポーティング

発行体は、資金使途に関する最新の情報を作成・維持し、容易に入手可能な形で開示すべきであり、また、その情報を調達資金がすべて充当されるまで年に一度は更新し、かつ重要な変化があった場合は速やかに更新すべきである。この年次報告書には、グリーンボンドの調達資金が充当されている各プロジェクトのリスト、各プロジェクトの概要、充当された資金の額及び期待されるインパクトが含まれるべきである。守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合、又は対象プロジェクトの数が多く詳細な情報を提供することが制限される場合、GBP は提供する情報を一般化した形、又は集計したポートフォリオ単位（例えば、一定の分類への充当割合）で開示することが望ましい。

期待される及び／又は実現されたプロジェクトのインパクトを伝える上では、透明性が特に重要である。そのために GBP は、定性的なパフォーマンス指標を使用すること、及び、実現可能な場合には、定量的なパフォーマンス指標を使用すること及び定量値を導く上で用いた主要な算出方法及び／又は仮定を開示することが望ましい。発行体は、「[ハンドブック インパクト・レポーティングについて調和のとれた枠組みを目指すガイダンス文書](#)」に示されるガイダンス及びインパクト・レポーティングのためのテンプレートを、可能な場合には、参照し、採用すべきである。

グリーンボンドあるいはグリーンボンドプログラムの主な特徴を反映し、GBP の4つの核となる要素に適合する主要な特徴を説明する概要を活用することは、市場参加者に対する情報提供の一助となり得る。その目的のため、テンプレートは ICMA ウェブサイトの[サステナブル・ファイナンス・セクション](#)で入手でき、また、記入されたものは、市場情報としてオンラインで公開できる。

重要な推奨項目

グリーンボンド・フレームワーク

発行体は、グリーンボンド・フレームワーク又は法定書類により、グリーンボンド又はグリーンボンドプログラムがGBPの4つの核となる要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング）に適合していることを説明すべきである。当該グリーンボンド・フレームワーク及び／又は法定書類は、投資家が容易にアクセス可能な形式で参照できるようにすべきである。

発行体は、グリーンボンド・フレームワークにおいて、発行体の包括的なサステナビリティ戦略の文脈に沿って、関連する情報を要約することが望ましい。これは、GBPの5つのハイレベルな環境

目的（気候変動緩和、気候変動適応、自然資源の保全、生物多様性の保全、汚染防止と管理）への参照を含み得る。更に、発行体は、プロジェクトの選定において参照されたあらゆるタクソノミー、環境基準、又は認証を公開することが奨励される。

気候変動緩和を目的としたプロジェクトという文脈の中で、パリ協定と統合的なトランジション戦略を伝達する場合、発行体は「[クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック](#)」のガイダンスを活用することが奨励される。

外部レビュー

発行体は、外部レビュー機関を任命し、債券発行前の外部レビューにより、グリーンボンド又はグリーンボンドプログラム及び／又はフレームワークと前述の GBP の 4 つの要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理及びレポーティング）との適合性を評価することが望ましい。

グリーンボンド発行後、発行体による調達資金の管理は、グリーンボンドの調達資金の内部追跡管理方法と、その資金の充当状況について検証するため、外部監査機関又は第三者機関の活用によって補完されることが望ましい。

グリーンボンドのプロセスについて、発行体が外部からのインプットを得るための方法は多様であり、市場に供給され得る評価の種類は様々である。発行体は、これらの様々な種類の評価に関する推奨項目及び説明については、「[外部レビュー機関向けの自主ガイドライン](#)」を参照すべきである。当該ガイドラインは、ベストプラクティスを促進するために GBP に沿って制定された。これらは、発行体、引受金融機関、投資家、その他のステークホルダー及び外部レビュー機関自身のため、外部レビュープロセスに関する情報と透明性を提供するための市場ベースのイニシアティブである。

GBP は、外部レビュー機関に対し、自らの実績と関連する専門性を公表し、実施したレビューの範囲を明確に示すことを奨励する。発行体は、外部レビューを自社のウェブサイト及び／又はその他のアクセス可能なコミュニケーションチャネルを通じて参照することができるよう適切に公開し、もし実施可能であれば ICMA のウェブサイトの[サステナブル・ファイナンス・セクション](#)に公開している外部レビューのテンプレートを使用すべきである。

免責条項

グリーンボンド原則は、自主的な手続きに関するガイドラインであり、グリーンボンドやその他の証券の売買の勧誘やいかなる形の助言（税務、法務、環境、会計、規制）を提供するものでもない。グリーンボンド原則は、公的にも私的にも、いかなる当事者に対しても権利義務関係を形成

するものではない。発行体は、GBPに依存することなく、自主的かつ自らの判断で GBPを採択し、実施するのであり、グリーンボンド発行の判断につき自ら責任を負う。発行体が発行するグリーンボンドに係る約束や調達資金の用途を遵守しない場合、グリーンボンドの引受機関は責任を負わない。もし、該当する法律や規則、規制と、GBP に示されたガイドラインが相反する場合は、関連する各国法、規則、規制が優先されなければならない。

付録I（2022年6月）グリーンボンドの種類

現在、グリーンボンドには4つの種類がある（市場の発展に伴い新しい種類が生まれる可能性があり、その場合はGBPの改訂に組み込まれる）。

1. **Standard Green Use of Proceeds Bond（標準的グリーンボンド GBP）**：GBPに適合し、発行体への完全な遡求性を有する無担保債券。
2. **Green Revenue Bond（グリーンレベニュー債）**：GBPに適合し、発行体への遡求性を有しない債券で、債券の信用リスクは、対象となるグリーンプロジェクトからの事業収入や使用料、税金などの将来に見込まれるキャッシュフローにあり、債券により調達された資金の用途は、信用の源泉との関係の有無を問わないグリーンプロジェクトとなる。
3. **Green Project Bond（グリーンプロジェクト債）**：一つ又は複数のグリーンプロジェクトに係るGBPに適合するプロジェクトボンドで、発行体への潜在的な遡求性の有無に関わらず、投資家は当該プロジェクトのリスクに直接さらされる。
4. **Secured Green Bond（担保付グリーンボンド）**：手取金が次のいずれかのグリーンプロジェクトに係る初期投資又はリファイナンスのためにのみ充当される担保付債券。
 - （1） 特定の債券のみの裏付けとなるグリーンプロジェクト（「担保付グリーン・コラテラル債」）
 - （2） 発行体、オリジネーター又はスポンサーのグリーンプロジェクト。グリーンプロジェクトが特定の債券の全部又は一部の裏付けとなる場合とならない場合がある（「担保付グリーン・スタンダード債」）。担保付グリーン・スタンダード債は、より大規模な取引の特定のクラスやトランシェとなり得る。

この担保付グリーンボンドのカテゴリーには、カバードボンド、証券化商品、資産担保コマーシャル・ペーパー、担保付約束手形、担保付社債及びその他の担保付組成商品が含まれるが、これらに限定されるものではない。一般的にこれらの場合は、裏付け資産のキャッシュフローを返済原資とすることができるか、又は資産が他の債権に優先して債券の担保となる。

発行体、オリジネーター又はスポンサーは、各担保付グリーンボンドが、上記（1）又は（2）のいずれに適合するか（すなわち、担保付グリーン・コラテラル債か担保付グリーン・スタンダード債か）を販売資料、募集等に係る提出書類又はその他の方法により明示すべきである。

担保付グリーンボンドにおけるグリーンプロジェクトは、他の種類のグリーン・ファイナンスの残高と二重計上すべきではなく、発行体、オリジネーター又は（該当する場合には）スポンサーは、GBPの全ての核となる要素との完全な適合性を確保しなければならない。

注記 1：

「ピュアプレイ」と称されることもある、環境面で持続可能な活動を主として又はそのみに取り組む機関により発行されているが GBP の核となる要素に則していない環境、気候又はその他テーマ型債券の市場があることが認識されている。このような場合には、投資家に対し適宜注意喚起をする必要があり、「グリーンボンド」と称することで GBP の特徴を暗に示すことがないように注意すべきである。これらの機関は、既存の環境、気候又はその他のテーマ型債券について、可能な場合には、GBP のベストプラクティス（例えばレポーティング要件について）を採用し、また、将来の発行については GBP に適合させることが奨励される。

注記 2：

持続可能な開発目標（SDGs）に関連するものも含め、グリーン及びソーシャルプロジェクトを組み合わせる資金調達をするサステナビリティに関するテーマ型債券の市場もあることも認識されている。いくつかの事例においては、そのような債券は主に又は全体的に持続可能な活動に関係した組織によって発行されているが、それらの債券は GBP の 4 つの核となる要素には適合していないかもしれない。そのような場合、投資家は適切に周知される必要があり、またサステナビリティボンドであること若しくは持続可能な開発目標を参照していることによって GBP（若しくは SBP）の要素を含むと暗示しないよう、注意すべきである。これらの発行組織は可能な場合には、既発行のサステナビリティ、SDG、その他のテーマ型債券に対して、適切な GBP と SBP のベストプラクティス（例えばレポーティング要件について）を採用し、かつ将来の発行を GBP 及び SBP に適合させることが奨励される。

GBP と SBP の持続可能な開発目標へのマッピングは発行体、投資家、債券市場参加者が SDGs に照らしてグリーン、ソーシャル又はサステナビリティボンド／プログラムの資金調達目的を評価することができる広範な枠組みを提供することを目指しており、ICMA ウェブサイトの[サステナブル・ファイナンス・セクション](#)で入手可能である。

注記 3：

海洋資源の持続可能な利用及び関連する持続可能な経済的活動の促進の重要性を強調する目的で、多くの取引が、「ブルーボンド」又はそれに類するものとして促進されていることが認識されている。更に、これらの取組は、公的セクターからの支援を含む特定の市場のイニシアティブにより支えられている。このような「ブルーボンド」も、GBP の 4 つの核となる要素に適合する限り、グリーンボンドであると整理される。

注記 4：

自らのグリーンボンドを GBP と SLBP の双方に適合させたいと考える発行体もいることが認識されている。疑義を避けるために付言するが、そのようなアプローチは発行体の裁量に任せるものであり、望ましいものでも、妨げられるものでもない。

付録Ⅱ

総原則⁴



* GBP、SBP、及び SBG では、債券による調達資金の相当額を適格なプロジェクトの資金調達に充てることとしている（調達資金使途が限定された債券）が、SLBP では、調達資金は主に特定の KPIs 及び SPTs を追求する発行体の一般的な目的に充てられる（サステナビリティ・リンク・ボンド）。SLB と調達資金使途が限定された債券の機能を組み合わせた債券は、双方の債券のガイダンスが適用されるべきである。

* * *



コンタクト先：

ICMA Paris Representative Office

greenbonds@icmagroup.org

www.icmagroup.org